

○ 証券取引所に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

（第五条関係）

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第二条 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の数に記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）</p> <p>七～十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第二条の二 法第八十二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく「日本工業規格」（以下この条において「日本工業規格」という。）（X六二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。）</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第二条 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに持株数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）</p> <p>七～十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>（新設）</p>

2) 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしななければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリコーム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3) 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の名称又は商号

二 申請年月日

(組織変更認可申請書の添付書類)

第七条 法第一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに保有する議決権の数を記載した書類

八〇十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決

(組織変更認可申請書の添付書類)

第七条 法第一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに持株数を記載した書類

八〇十四 (略)

(取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式

権から除く議決権)

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

- 一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社証券取引所（以下この条及び次条において「会社」という。）の株式に係る議決権（法第百三条第三項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）
- 二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権
- 三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第百三条第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

から除く株式)

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める株式は、次に掲げる株式（商法第二百四十二條の規定により株主が議決権を有しないこととされるもの）議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）とする。

- 一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社証券取引所（以下この条及び次条において「会社」という。）の株式（法第百三条第三項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）
- 二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する会社の株式
- 三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式（法第百三条第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する会社の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）

第九条 法第百三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 証券業を営む者が業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合（法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（公衆縦覧の事項等）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する会社の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会社の株式

（取得等の制限の適用除外）

第九条 法第百三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 所有する会社の対象株式（法第百三条第一項に規定する対象株式をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により会社の対象株式を取得し、又は所有する場合

三 証券業を営む者が業務として会社の対象株式を取得し、又は所有する場合（法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は所有する場合を除く。）

四 法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務として会社の対象株式を取得し、又は所有する場合

（公衆縦覧の事項等）

第十条 法第百四条に規定する内閣府令で定める事項は、当該株式会社証券取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2 株式の転換又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができ

る。

3・4 (略)

(合併認可申請書の添付書類)

第二十六条 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 一六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書類（合併後の証券取引所が株式会社証券取引所である場合に限る。）

八 十三 (略)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第二十六条の二 法第百四十条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第二十一条に掲げる電磁的記録とする。

第十条 法第百四条に規定する内閣府令で定める事項は、当該株式会社証券取引所の発行済株式の総数（法第百三条第一項に規定する発行済株式の総数をいう。以下この条において同じ。）とする。

2 株式の転換、新株引受権の行使又は社債の転換によつて発行済株式の総数に変更があつた場合における発行済株式の総数は、前月末日現在のものによることができる。

3・4 (略)

(合併認可申請書の添付書類)

第二十六条 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 一六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに持株数を記載した書類（合併後の証券取引所が株式会社証券取引所である場合に限る。）

八 十三 (略)

(新設)

(提出書類)

第三十条 (略)

2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げる書類(株式会社証券取引所の場合に限る。)

イ・ロ (略)

ハ 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに保有する議決権の数を記載した書類

3～7 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

通知、公表及び報告事項	注意事項
一・二 (略) 三 出資証券、新株引受権証書、新株予約権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券とし	(略)

(提出書類)

第三十条 (略)

2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げる書類(株式会社証券取引所の場合に限る。)

イ・ロ (略)

ハ 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに持株数を記載した書類

3～7 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

通知、公表及び報告事項	注意事項
一・二 (略) 三 出資証券、新株引受権証書、新株引受権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券とし	(略)

て当該証券取引所が業務規程に定めるもの（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量

四〇七（略）

て当該証券取引所が業務規程に定めるもの（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量

四〇七（略）

各 出 帳

別紙様式四

新株予約権証券(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分 証券数及び代金	(略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)

新株予約権付社債券(内国)(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分 券面額及び代金	(略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)

各 出 帳

別紙様式四

新株引受権証券(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分 証券数及び代金	(略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)

転換社債券(内国)(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分 券面額及び代金	(略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)



新株予約権付社債券(外国)(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分	券面額及び代金 (略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)

(削る)

転換社債券(外国)(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分	券面額及び代金 (略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)

新株引受権付社債券(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
区分	券面額及び代金 (略)
売買高	(略)
(略)	(略)
売買日数	(略)

債券先物(平成 年 月 日~平成 年 月 日)  
( )

区分	月別	(略)
(略)		(略)
	年 月 限 月 取 引	(略)
	新売買制度による取引	(略)
	オプションの権利行使による取引	(略)
	過誤訂正等による取引	(略)
(略)		(略)
売 買 日 数		(略)

債券先物(平成 年 月 日~平成 年 月 日)  
( )

区分	月別	(略)
(略)		(略)
	年 月 限 月 取 引	(略)
	オプションの権利行使による取引	(略)
	過誤訂正等による取引	(略)
(略)		(略)
売 買 日 数		(略)

必 出 帳

別紙様式十二

上場有価証券異動報告

1. 上場有価証券総括表

区分	
(略)	(略)
新株予約権証券	(略)
債 券	(略)
新株予約権付社債券	(略)

2. 新規上場有価証券

区 分	銘 柄	上 場 届 出 年 月 日	上 場 年 月 日
(略)			
新株予約権証券			
債 券			

取 引

別紙様式十二

上場有価証券異動報告

1. 上場有価証券総括表

区分	
(略)	(略)
新株引受権証券	(略)
債 券	(略)
轉換社債券	(略)
新株引受権付社債券	(略)

2. 新規上場有価証券

区 分	銘 柄	上 場 届 出 年 月 日	上 場 年 月 日
(略)			
新株引受権証券			
債 券			

新株予約権付社債券			
-----------	--	--	--

3. 上場廃止有価証券

区 分	銘 柄	上場廃止届出申請年月日	上場年月日

(略)

新株予約権証券			
債 券			
新株予約権付社債券			

転換社債券			
-------	--	--	--

3. 上場廃止有価証券

区 分	銘 柄	上場廃止届出申請年月日	上場年月日

(略)

新株引受権証券			
債 券			
転換社債券			